国際湖沼環境員会と国連環境計画との協力協定　改訂第１号

国連環境計画（UNEP）と公益財団法人 国際湖沼環境委員会（ILEC）との間の協力協定（以下、「協定」）の第 10 条に従い、両当事者は協定を修正・更新することに合意した。

この改正の目的は、(a) 科学部門という新しい名称を反映するために協定前文第 3 項を改正すること、(b) 協定に新しい発展的協力分野を含めること、(c) 両当事者間の協定の期間を延長することである。

一般条項

１．１．本協定の前文は、以下のとおり、全体を通して変更する。

国連環境計画（以下 UNEP という。）は、地球環境アジェンダを設定し、持続可能な開発の環境側面の実施を一貫して促進し、地球環境の権威ある主唱者としての役割を果たす主導的な国連の環境機関である。

UNEP の地球規模での主要な使命は、世界全体の生物多様性と淡水系資源の持続可能な管理を含む天然資源と生態系の環境を監視、評価、保全、保護と管理することである。

UNEP は、環境の持続可能性に実質的に貢献するという目標を掲げている。水資源を管理すること、特に包括的、全体的、参加型の淡水湖沼流域およびそれに関連する静水システムと流水システムを管理して人間と生態系のニーズに対応しながら生態系サービスが持続的に提供されるようにすることで、持続可能な開発目標（SDGs）の達成、特に SDG6「すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する」 の実現に取り組んでいる。UNEP の科学部門は、全世界の生物多様性や淡水などの自然や天然資源の保全・保護・向上を支援する世界水質評価の取組などを通して、科学の発展と科学的評価を主導する使命を負っている。

国際湖沼環境委員会（以下 ILEC という。）は、滋賀県により 1986 年に設立され、日本政府により公益財団法人として認定されており、環境保全と持続的な開発の調和を達成するための合理的な方法に関する調査や研究を促進し、湖沼管理に関する知識を世界に普及することを通じて、世界の湖沼環境保全と適正な環境管理の促進に向けて国際的な協力を推進することを継続的な使命としている。

UNEP と ILEC（以下“両者”という）は、世界の生物多様性、淡水など、地球環境と天然資源の保全・保護・育成・維持に関して共通の目的と目標を共有するものであり、それは世界の湖沼の重要性とそれらが提供する生活を支える生態系サービスを広範囲の人々が認識し、持続可能な開発目標（SDGs）

Parties' initials:

の達成を支えるための手段の一つとして、湖沼と他の静水システムに関する地球規模での理解を達成するという UNEP の重要な課題に合致するものである。

両者は、2011 年 4 月 13 日に締結された協力協定に基づき、これまで湖沼とその流域の世界的な理解に向けて協力してきた。

両者は、環境分野における共通の目標を達成するための協力と有効性を確固とし、発展および具体化を目指して、この協力協定（以下 MOU という。）を締結する。

ここに、両者は、この MOU に基づいて以下のように協力することを決定した。

１．２．本協定の第２条は、第１項を次のとおり変更する。

1．この MOU の目的は、両者の共同協力と理解のための枠組みを提供することであり、生物多様性や淡水を含む地球環境と天然資源、およびそれらが人類に提供する多様な生態系の資源とサービスに関した目的や目標を両者が可能な範囲内でさらに共有し、協力を促進することにある。

１．３．本協定の第３条は、以下のとおり、全体を通して変更する。

第３条

協力分野

1. 協力分野はこの MOU に示される協力の枠組みを通じて互いの合意によって決められる。この MOU に基づく方針や優先事項は第 4 条に基づき、両者によって毎年見直すことができる。これにより、環境に関わる持続的な開発の分野において発生する問題を特定し柔軟に対応できる。
2. 継続的な協力と協働の精神に則り、UNEP の運営理事会で承認された UNEP の使命とプログラムの一部を構成するこの MOU の包括的で柔軟なテーマは以下のとおり合意された。
3. 既に開発され発展してきたものや今後 10 年間に決定的に重要になると考えられるものを含めて、両者が保有する制度および専門プログラムの範囲で、潜在的な協力分野の共同探索、候補選定、分析および優先順位付けを協力して行う。 ILEC のプログラム分野には、個々の流域、国、地域、国を超えたレベルでの統合的湖沼流域管理（以下“ILBM”という。）の適用のための資源、資料やガイドラインの分析・開発などを含む。 UNEP のプログラム分野には、世界湖沼調査や世界水質評価から派生する知識の特定、編集、分析、更新、普及を含める。

Parties’ initials:

4. 上記を念頭に置き、以下に列挙する協力分野も、ILEC の一般的な任務に沿った活動の優先事項である。

1. ILBM の共同推進、実施および改良。
   i) ILBMを有効に実践していくための湖沼や他の静水システム流域のガバナンスと社会経済に関する広範な課題の特定と評価、およびILBMの概念を統合的水資源管理（IWRM）と関連する取組に統合し、補完する方策に関する協力。
   ii) 人類や自然が恩恵を受けている静水域とその生態系における評価や管理の手引きとなる自然ベースの対応策や伝承されてきた知恵を含むILBMに関する知識、データ、実施事例（地域固有の情報を含む）の発掘、収集、分析とアクセス可能なチャンネルとフォーマット（オープンデータプラットフォームなど）および適切な言語による普及に関わる継続的な協力。
   iii) 湖沼やその他の静水システムの持続的管理をIWRMの優先課題として位置づける「湖沼の主流化」の提言を、IWRMに2030年までに反映させるための協働。

2. 湖沼や他の静水システム流域の環境およびガバナンスに関する諸課題を特定、評価、改良、解決するための監視・評価手順と手法および指標の共同開発、促進、普及。
   i) 世界の水議論における湖沼の主流化と、湖沼の健全化を推進する世界水質連合（WWQA）との連携を含む持続可能な開発目標（SDGs）の達成を支える両者において可能な範囲内でのイニシアチブの強化。
   ii) 関連する利害関係者の認識を含む生態系サービスの持続可能性を評価するための有効な評価手法の共同開発、改良、実践に関する協力。また、国際越境水域評価プログラムのフォローアップとしての非越境水域評価に関する協力。
   iii) 気候変動とその影響、汚染、生態系の変化、生物多様性、自然に基づく解決策の適用に関連する湖沼やその他の水システムに関する評価、監視、管理活動を、観測データや情報の利用を含めて両者の可能な範囲内で発展させ、トピックに焦点を当てたタスクフォース活動の創設を通じて、これらの取組を世界に普及させるための協働。

3. 両者が有益性を考慮したうえで、ILEC 主催の世界湖沼会議（WLC）や UNEP の地球環境展望（GEO）や WWQA などの活動において上記の取組や活動に関する情報の伝達や普及を進めるための共同セッションを開催するなど、両者の使命や業務に関係する、あるいは適合する国際的、大陸、国、地域レベルの水関連プログラム、活動やワークショップに取り組むための協力や共働。

Parties' initials:

4. ILEC と UNEP が保有する知識の有効活用
   i) 両者が作成した既存の資料、法律、制度、技術、利害関係者、および生態系調査などを含む新しい情報や資料について、湖沼や他の静水システム、それらが関連する地域、国、世界規模のプロジェクトやプログラムの実施に向けた有効かつ適切な活用と普及。
   ii) 湖沼とその他の静水システムの持続的な利用におけるガバナンスと管理、かつ世界規模での持続的開発と保全を推進するために有効な ILBM プラットフォームを構築する事を目的とし、UNEP の各国または地域支局との協力により個人や組織に向けた人材育成を強化するためのプログラムとトレーニングの開発と実施。

１．４．本協定の第１５条は、以下のとおり、全体を通して変更する。

第１５条

有効期間

1. この MOU は、承認された署名者の最終署名日に発効し、5 年間効力を有し、上記第 10 条に基づく改訂又は更新、もしくは上記第 12 条に基づく解除がない限り、2026 年 12 月 31 日に失効する。その内容は、毎年両者によって見直されるものとする。

   1. 発効

      1. 1 この改訂第 1 号は、以下の承認された署名者が最後に署名した日に発効する。

本協定のその他の条件は、すべて有効であり変更はない。

本変更条項は、本協定に添付され、本協定と一体のものとして解釈される。

国連環境計画（UNEP）	（公財）国際湖沼環境委員会（ILEC）
Jian LIU　（代理）Kelly WEST	竹本　和彦
科学局 局長　科学局 副局長	理事長
署名日　2021. 12. 20	署名日　2021. 12. 22

Parties' initials: